

総合科学技術会議 知的財産戦略専門調査会
研究における特許使用円滑化検討WG
(第2回) 議事録

1. 日時：平成18年2月13日(月) 15:00～16:45
2. 場所：中央合同庁舎四号館4階 共用第2特別会議室
3. 出席者：

- 【主査】 渡部 俊也 東京大学先端科学技術研究センター教授
知財学会事務局長
- 【招聘専門家】 石川 浩 持田製薬株式会社知的財産部長
石川 正俊 東京大学理事・副学長・産学連携本部長
片山 英二 弁護士・弁理士(阿部・井窪・片山法律事務所)
隅蔵 康一 政策研究大学院大学助教授
戸田 裕二 株式会社日立技術情報サービス取締役社長、弁理士
中山 一郎 信州大学助教授
本田 圭子 東京大学TLO取締役、弁理士
松本 信一 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社プロ
セス&ナレッジマネジメント部 知的財産部門担当
部長
- 【オブザーバー】 阿部博之 研究における特許使用円滑化に関する検討プロジェ
クトチーム座長
総合科学技術会議議員
- 【文部科省】 井上卓己 研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推進室長
- 【厚生労働省】 吉川展代 大臣官房厚生科学課課長補佐
- 【農林水産省】 坂本里美 農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課知的財産
班課長補佐
- 【経済産業省】 藤井真吾 産業技術環境局産業技術政策課課長補佐
- 【特許庁】 月野洋一郎 総務部技術調査課大学等支援室課長補佐
- 【事務局】 土井俊一 内閣府参事官

4. 配付資料：

資料1 「政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産の研究目的のライセンスに関するガイドライン」(案)

資料2 「政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産の研究目的のライセンスに関するガイドライン」対比表

5. 議事内容

【渡部主査】 ただいまから「研究における特許使用円滑化検討ワーキンググループ」の第2回会合を開催いたします。

本日は、田島委員が御欠席との連絡をいただいております。

また、前回と同様、プロジェクトチーム座長の阿部先生に御出席いただいております。それでは、まず資料確認とオブザーバーの紹介を事務局からお願いいたします。

【事務局】 お手元の議事次第をごらんください。配布資料としまして、今回2点御用意しております。

1つ目の資料1は、「政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産の研究目的のライセンスに関するガイドライン」(案)でございます。

もう一つの資料2は、資料1と前回の会合のときに提示したガイドラインたたき台の対比表でございます。配布資料は以上でございます。

なお、第1回のワーキングの議事録は本日は配布してございませんけれども、委員の方々の修正がほぼ出そろいましたので、近々総合科学技術会議のホームページに掲載予定でございます。

また、オブザーバーの紹介をいたします。

文部科学省からは井上技術移転推進室長、厚生労働省からは吉川厚生科学課課長補佐、農林水産省からは坂本先端産業技術研究課課長補佐、経済産業省からは藤井産業技術政策課課長補佐、特許庁からは月野大学等支援室課長補佐、以上でございます。

【渡部主査】 それでは、早速ですけれども、本日の議題であるガイドライン案の検討に入りたいと思います。

前回の会合では、ガイドラインに対する大学の実務関係者の御意見を元に論点を整理いただきました。この結果を踏まえて、事務局の方で全体の構成を含めてガイドラインの修正をしていただきました。

そこで、本日は資料1のガイドライン案について、項目ごとに御検討いただきたいと存じます。まずガイドラインの最初の項目の1の「基本認識」について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 お手元に資料1と2を配っておりますけれども、前回との関係がございます

ので、私の方からの説明は資料2を中心にさせていただこうと思います。

資料2の1ページでございます。前回の会合で、大学に対するメッセージを明確にした方がよいという意見、また大学で特許を取る意味をもう少し明確にしたらよいというような御意見がございました。大学で特許を取るのは技術移転や事業化を進めるため、他人を権利で抑えるためではないということ。また、一方、大学だからといって勝手に他人の権利を使用すべきではないということ。そういったような御意見があったわけでございまして、それを踏まえて前回のたたき台をかなり整理をさせていただきました。

資料2の1ページ目の右側の欄を見ていただきますと、前回のたたき台の文言に対応するものを書いてございます。最初のブロックの1の(1)のところは非常に抽象的であったということ、また第3ブロック目の1の(5)とか(6)辺りは差止めが行使されるといった事態が生じた場合に非常に研究自体が制限されるとか、阻害されるおそれとか、若干悲観的と申しますか、少しそういうようなメッセージが強うございまして、それをもう少し大学の知的財産活動の意味を明確にするという観点から見直したわけでございます。

左側の欄、1の(1)でございますが、「知的財産は、その創造、保護、活用を図ることによって、産学連携や研究活動の事業化を促進し、イノベーションを通じてその成果を国民、社会に還元するための重要な役割を果たすものであり」ということ。そのためにいろいろ整備を進めてきたということ。

また、(2)には、こうした知的財産制度は保護と利用のバランスというものが大切で、その結果、更に創造活動が活性化する。こういうことが重要であって、事業活動のみならず、研究活動に携わる者も、他者の知的財産権を尊重し、適正な配慮の下に知的財産権を活用するということが大切であるということ。

また、(3)でございますが、大学における研究活動が多様化し、そうした研究に対しても特許権の効力が及ぶ場合が想定される状況にあっては、大学は権利者であると同時に他者の権利を使用する者でもあり、両者の立場から知的財産権の管理・活用を図っていく必要があること。

また、(4)でございますけれども、大学は知的財産の創造、保護、活用の知財サイクルの中で知の創造拠点であるという根幹を担っているということ。そうした重要な役割を担う大学が知財を活用して事業化を促進するだけでなく、知的財産権の円滑な使用、自由な研究活動の推進、こうしたことについて認識共有を深めることが大切だということを明記いたしました。

また、注意1というものが6ページにございますので見ていただければと思います。前回お示したたたき台には、右側の欄にございますけれども、ガイドラインの冒頭に69条に関するさまざまな見解というものが非常に多く分量を割いて書かれておりました。ただ、先ほど御紹介したように、基本認識の中で余り69条に関する多様な見解をずらざらと御紹介するというのは、かえって大学の方にとって本当に大切なことがわかりにくいことになるのではないかと考え、注1の方で69条解釈論を整理したということでござい

す。基本的には前回のものをそのまま合体している書きぶりになっておりますが、1点だけ委員の方からの意見により追加した点を申しますと7行目の「一方で、本規定に関する判例は確立しておらず」というところです。確かにそういう判決は余りないわけでございますので、文言として追加をしました。それ以外のところは同じということでございます。私からの説明は以上でございます。

【渡部主査】 ありがとうございます。今、御説明いただいた「基本認識」のところの項目についてまず御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【戸田委員】 前回に比べますとすっきりまとめていただきまして、わかりやすくなっていると思います。

1点だけ申し上げたいのですけれども、(3)です。ここは大変いいことが書いてあると思っておりますが、恐らく前段と後段を逆に書いた方がもっとわかりやすいのではないかと思います。そもそも大学等が権利者であると同時に使用する者である。とりわけ研究活動が多様化して特許権の効力が及ぶような場合がある。ですから、管理や活用をきちんと図っていく必要があるんだという書き方にされた方が、より明確ではないかと思っております。

【渡部主査】 ありがとうございます。ほかにもございますでしょうか、御意見を一通り伺って修文の方向を決めたいと思います。いかがでしょうか。

特にございませんか。大きなところで、69条の記載については本文から外した形になっていますが、その点も含めて特によろしいでしょうか。

よろしければ、今のところは入れ替えて全体の文意が変わるわけではないと思いますので、読みやすい方で作るとのことだと思いますので、これについては修文の方向で検討させていただくことにしたいと思います。

この「基本認識」のところがよろしければ、引き続き次の方に移らせていただきたいと思っております。次は「本ガイドラインの目的」というところでございます。これを事務局から御説明いただきます。

【事務局】 資料2の2ページでございます。2の(1)で「本ガイドラインは、政府資金【のみ】と、かぎ括弧が付いてございますのは、ここについては過去の議論で皆さんいろいろな見解がございまして、民間資金が入った場合を含むのか、含まないのか、そういうことを明確にすべきという委員からの御指摘もございましたので、論点ということでかぎ括弧を付けてございます。

「政府資金【のみ】を原資として得られた研究開発の成果である知的財産は、公共性が高く、国としてその知的財産権の使用の円滑化を図る必要があることから、大学等の知的財産権について、他の大学等が非営利目的の研究においてそれを使用する場合の基本的な考え方を示すものである。」

この書きぶりは、前回2つの箇所に非常に似たようなことが重複して書かれておりましたので、それを整理して本ガイドラインの対象を大学と大学という形で明確に整理した

ということでございます。

また、(2)は前回対象となるような記載は直接はございませんでしたが、他人の権利の尊重であるとか、あるいは使う側であろうが、権利者側であろうが、きちんとした実務をやっつけていこうということで書いてございまして、「大学等の知的財産権者や研究においてその知的財産権を使用する者は、本ガイドラインに沿った実務運用を確立することにより、知的財産権に関する紛争を未然に回避し、知的財産権の使用の円滑化と研究の自由度を確保することが望まれる」ということでございます。

また(3)「本ガイドラインは、その基本的な考え方を研究コミュニティに広く普及し認識共有を進めることにより、研究における知的財産権の円滑な使用を図るものであり、次はいろいろ議論がございますのでかぎ括弧を付けてございまして、「【民間企業においても、知的創造サイクルの出発点である創造を担う大学の役割や、大学等における研究の自由度の確保の重要性について認識を共有することが望まれる】」。これは右の欄と比較していただければ一目瞭然だと思いますが、前回第 4 章ということで「知的財産権者に民間が含まれる場合の考え方」というものを整理して、こういうかぎ括弧の中のような形にまとめたものでございます。

(4)は前回と変更がありません。本ガイドラインは基本的な考え方を示すもので、個々の契約における最終的な判断は当事者にゆだねられるということでございます。

また、注というものを今回付けております。これは「ライフサイエンス分野における汎用性が高く代替性の低いリサーチツールに係る特許については、その特許発明の原資が政府資金であるかに関わらず、研究における特許の使用の円滑化に関する諸問題について、今後更なる検討が必要である」ということでございます。これは、昨年5月に知的財産戦略専門調査会が取りまとめた「知的財産戦略について」という中に、今回のガイドラインに加えてこういったようなライフサイエンス分野における課題についても取り組むべしというような認識が書かれてございまして、かつこの専門調査会でもライフサイエンス分野についての御意見は多々伺っておりますので、それを明記したということでございます。また、今、御紹介した中に注2、注3、注4というものがございまして、そこを6ページの方で御紹介をいたします。6ページの左欄の2つ目に注2というものがございまして、ここは前回の案と基本的には変えてございませんが、定義上文言を若干書き直しをしたところがございまして、右側の欄ですと1行目ですけれども、「本ガイドラインにおいて「研究開発成果とは、」」ということで成果の中身よりも政府資金原資に絡む原資の定義というものがいろいろ書かれているわけでございます。そこで、より定義をわかりやすくするために左側の欄の1行目でございますが、「政府資金を原資として得られた研究開発」とは、これこれを言うという形で書き直しをしております。

また、注3でございますけれども、「大学等」の定義でございます。ここは1点だけ修正をしたところがございまして、右の欄と比較していただきますと2行目に独立行政法人というものが以前の定義では単独で書かれているように読めるという御指摘をいただき

ました。つまり、研究開発を行っている特殊法人・独立行政法人といったときに、独立行政法人は研究開発を行っているというのか、かからないかという問題でございまして、それはかかるということを明確にするために「及び」というものを左側の欄では入れたということでございます。

また、注4は前回の論点整理で御意見をいただいた「非営利目的の研究」の定義でございます。「本ガイドラインにおいて「非営利目的の研究」とは、大学等において行われる基礎研究や事業化段階に入る前の研究をいう」。ここが前回御指摘を主に受けたところでございます。こういう形に直してみました。「ただし、本ガイドラインの性格上、これを厳密に区分するものではなく、大学等間における研究の自由度の確保という観点から対象を広げることを妨げるものではない」。

私の方からは以上でございます。

【渡部主査】 ありがとうございます。今、御説明いただいた項目について御意見をいただきたいと存じます。

【隅蔵委員】 マイナーな点かもしれませんが、数日前にお送りいただいたものと変わっている点が幾つかありまして、その中の1つに(1)の「のみ」が付いたところがあると思います。これはこれで明確化するという意味でいいと思うんですが、ただ、注との対応という意味では、ここの注が付くとすれば政府資金が原資であるということの注と、あとは「のみ」ということの注、つまり共同研究とか、そういうものは除くというようなことが入るべきではないかと思しますので、この注2の方を「のみ」というものの意味も含めて付加されたらいいんじゃないかと思いました。それだけです。

【渡部主査】 具体的には注を。

【隅蔵委員】 注2のところ、「政府資金を原資として得られた研究開発」の説明があるのですが、この「のみ」の説明というのは民間との共同研究で民間の資金が入っていないというようなことだと思うんですが、わかると思うんですけども、一応そこら辺も注の中に入れていいのではないかという意見です。

【渡部主査】 わかりました。いかがでしょうか。

【松本委員】 今の「政府資金のみ」のところ、これから産学連携を推進していくに当たり、民間企業から大学に民間資金を出しやすいという環境を整えていくことが大切だと思っております。そういう意味で、民間資金が入った場合、このガイドラインが万が一対象になったときには、なかなかその資金を出すのが難しいと考える企業がないとも限らないということを懸念しております。

したがって、今回のガイドラインが政府資金のみが対象であるということを明確にするためにも、ここに御提示いただいているように「のみ」というところを記載しておいていただきたいと考えております。

【渡部主査】 ありがとうございます。基本的に「のみ」を入れて明確化するという方向でよろしいかどうかということですが。

【中山委員】 前回の議論は欠席でございましたので、その分フォローアップできておりませんが、「のみ」のところにつきましては最終的に皆様の御意見がそれでまとまるならば私はやむを得ないくらいの立場で、本当はそこまで書かなくてもいいのではないかと感じは私自身、正直ございます。

ただ、まとめるという観点からほかの方がそれでよいというのであればそれは構わないと思いますが、仮に「のみ」というものがある場合でも、先ほど隅蔵先生がおっしゃった意味で、注の2のところ、これは一緒に書いてもいいのかもしれませんが、つまり「のみ」ということの意味は、主としては民間資金が入ってくる共同研究、受託研究を除くという御趣旨なんでしょうけれども、除くということの意味はどういうことかということ、恐らくその場合には民間資金の出し手と大学側なりの協議によるということ、とにかく話し合いで決めればいわけですし、そこから先はあえて更に申し上げれば、例えばその際、大学はこのガイドラインの考え方について相手方の理解を得るように努める。要するに、大学側を主語にしてそういうことを書くのも一案ではないかと思えます。

その点をめぐってまた議論が紛糾するようであれば取り下げますが、少なくとも適用対象から外れた場合も協議による。それはまさに組まれる企業との話し合いで、これに準拠するかどうかを決めていただければいいというくらいは書いてもよろしいのではないかと思えます。以上です。

【渡部主査】 注2のところに「のみ」の説明を入れ、かつ企業側の資金が入った場合については協議というところまで書いて、更にもう一つ書くかどうかということですね。

【片山委員】 「のみ」については皆さん方の御意見で全体に従おうと思えますが、文章から言うところでは「のみ」とぼんと出てくるのは若干奇異な感じがしました。そういう趣旨を伝えるのであれば「専ら政府資金を原資として」と言う方が自然で、自分でドラフトをするならばそういう言葉にするかなという感じがいたしました。

【渡部主査】 法律家の立場で「専ら」と「のみ」は同じと読んでよろしいのでしょうか。

【片山委員】 「のみ」という場合には何かと対比して「のみ」と言うのではないかと思えます。最初から出てくるというのはちょっと文章として、意味は同じでむしろ美的感覚だけの問題かもしれませんが。

【渡部主査】 ほかにいかがでしょうか。

【石川（浩）委員】 強くこだわるつもりはないのですが、「のみ」とここに入りますとちょっと違和感があります。逆にこのガイドラインの適用となる特許というのは一体どの特許なのかということを実際に考えて、ガイドラインの実効性がなくなってしまうのではないかと。理念としては、政府資金が中心のものとかで、民間が入ったものに余り広く活用してほしいつもりはないんですけれども、この書きぶりとしては「政府資金を原資」とか「専ら」という提案がございましたが、そのような表現を考えていった方がよろしいのではないかと考えております。

今回、目的としまして、本ガイドラインの目的の冒頭に大学の知的財産が大学における

ということが明確になりました。大学というコミュニティにおける知的財産の活用の可能性が、ここで広くこのガイドラインの目的としてうたわれるということがわかりやすくなってよいと感じた次第でございます。

【渡部主査】 非常に微妙な書きぶりのお話のようで、今のお話は「専ら」の方がよろしいということでしょうか。

【石川（浩）委員】 それでなければ、なしにするかですね。

【渡部主査】 いかがでしょうか。これは「のみ」を解釈しても「専ら」を解釈してもそんなに実際は変わらないとは思いますが、松本委員は「のみ」ですか。

【松本委員】 ガイドラインの中で政府資金のみということが伝わればいいのであって、書き方についてはいろいろな方法があると思います。例えば今、御提案されているように「専ら」ということもあるでしょうし、あるいはどこかに注釈を打って別のところでその概念が伝わるというような説明の仕方もあると思っています。

したがって、いずれの方法であっても、先ほど申し上げた趣旨が読み手に伝わるような形であることが大切だろうと思っております。

【渡部主査】 先ほど中山委員の方から、協議ということは当然そういうふうになるでしょうと、これも実際は書いても書かなくても同じようなことではあるんだけれども、これについてはいかがですか。

【松本委員】 協議の点については、このガイドラインを読んだ大学の方が、このガイドラインを踏まえてそれぞれの大学でどうするかという判断にゆだねるというのが基本だと思っていますので、特にガイドラインの中でそういう方向性を促すというところまでは特に必要はないのではないかと思っております。

【渡部主査】 いかがでしょうか。ここは微妙ですが、多分、今日一番論点としては大きなところかと思えます。御発言いただいている委員の方、いかがでしょうか。

【石川（正）委員】 この文章を生かすかどうかは別ですが、この文章を見ますと本ガイドラインはこれこれが必要であることからということに関しては一般論を述べているのであって、この先の条件を課しているものではないというふうに読めます。一般論からしますと、政府資金全体の一般論がここに書いてあるということであって、後ろに対して制限をかけているわけではない。したがって、「のみ」を入れる必要はないと思えますし、ここに「のみ」があるなしにかかわらず、一般的な考え方を述べたにすぎないという解釈をするんだと思えます。

後半が実は重要でありまして、後半は大学等の知的財産権についてという制限がかかった中での議論ということになりますので、こちらをどうするかの方が重要ではないかと思えます。

【渡部主査】 具体的に後半のどこの部分についてですか。

【石川（正）委員】 後半はこれで皆さんがよろしいかどうかを議論すべきだということであって、私は意見をまだ言っていないということです。

【渡部主査】 いかがでしょうか。まずここについて今、一通り御意見を伺ったんですが、本田委員、「本ガイドラインの目的」の「政府資金のみを原資として」というところについての話なんですけれども、今、具体的に同じようなことだけれども、表現としては「専ら」という形で書くかどうかという辺りかと思います。細かいようなんですけれども、合意が取れるのであればここは書きぶりの内容から「専ら」でいくかどうか決めていきたいと思います。あとは、入れないということかどうかですね。

これはもう一回最後に確認をさせていただきますけれども、後半の方の内容によってというふうなことも石川先生はおっしゃいましたので、ここについて今1案として「のみ」は表現上きつ過ぎるかもしれないというか、不自然かもしれないということで「専ら」という格好でいかがかという形にしておいて、この後、その内容を……。

それから、注釈の方も特によろしいですか。あとは協議ということを加えるかどうかということなんですけれども、ここはあえて加えるということで誤解を招くかどうかということですが、もしどうしてもということであれば今そういう形にしておいて、この先進んでもう一回確認を最後にさせていただくということでもよろしいでしょうか。

では、少し先に進ませていただいて、もう一回後で確認をさせていただきたいと思いません。

あと1点、確認をしていないことで、「本ガイドラインの目的」の(3)のところ。「基本的な考え方を研究コミュニティに広く普及し認識共有を進めることにより、研究における知的財産権の円滑な使用を図るものであり」ということで、「民間企業においても」ということが入っているところです。これも同じようなところを言っているわけなんですけれども、確認をさせていただきたいと思います。

【戸田委員】 (3)についての書き方は事務局の方が随分御苦労されたんだと思います。方向としては大分すっきりとした書き方にはなっているんですけれども、民間企業においてもこれこれの認識を共有することが望まれるというのは、よく読むとわかったようでよくわからないというのが私の意見であります。もともと当初から申し上げておりましたけれども、民間企業の考え方をここに盛り込むというのは対象とか技術分野によって様ではありませんし、最後の注でライフサイエンス分野における問題を取り出して書いているということを考えますと、この括弧書きの「民間企業においても」という部分はなくてもいいんじゃないか。削除した方がいいのではないかと思います。

【渡部主査】 ほかにいかがでしょうか。

【中山委員】 削除するとした場合の折衷的な提案をさせていただきたいのですけれども、最初のところに「本ガイドラインは、その基本的な考え方を研究コミュニティに」と規定されています。この場合の研究コミュニティというのは恐らく広い意味で使っていらっしゃるのではないかと思うんです。それで、今の御指摘が、民間企業を特化するといいますか、特記するという表現が過度の干渉であるという御意見だとすると、研究コミュニティのところに「民間企業を含む」というのを入れるということが一つのアプローチであろう

かと思います。

ただ、単語として民間企業という言葉の本ガイドラインで用いることが不適切だという御趣旨であるとする、その場合には研究コミュニティの前の表現を少し変えて、例えば「本ガイドラインの基本的な考え方は」とした上で、「ガイドラインの適用対象か否かを問わず」という表現を挿入して「研究コミュニティ」以下につなげていき、後段は削除するといった代替案が考えられるのではないかと思います。以上です。

【松本委員】 今の研究コミュニティのところについて意見を申し上げようと思っていたところですが、むしろ私は今回のガイドラインは(1)にもありますように、大学等を対象としたところをうたっております。したがって、この研究コミュニティという言葉に民間企業が含まれるというふうにこのままでは解釈できてしまうところもありますので、このまま読みますと民間企業にも本ガイドラインを普及させるというような方向性で取られてしまいます。

したがって、むしろ冒頭に申し上げた大学等に限定されるという趣旨を明確にするためには、この基本的な考え方を大学等の研究コミュニティにということで、どこに対して普及するのかというところを明確にしておいた方がいいのではないかと考えております。

【渡部主査】 ほかにいかがでしょうか。

【石川(浩)委員】 ここの(3)の民間企業については私も省いた方がいいかと思っています。

ただ、研究コミュニティという部分については広く基礎研究をやっている民間なども暗に読めていいのではないかと。目的が大学等ということで本ガイドラインの本質的な目的が明確になっていることと、多分4の(1)でもう一度議論になるかと思うんですが、大学等の研究の場において出入りしている民間企業について本ガイドラインの普及を努めるのかどうかということとも関わってくると思いますが、私は大学に出入りしている限りにおいて民間企業もそれなりの尊重をしてくだささいという意味で、4の(1)に民間企業という単語が入れば、2の(3)を民間企業がここを尊重しなければいけないということはある意味では当たり前のことだと思うので、ここに書かなくてもいいのではないかと考えています。

【隅蔵委員】 今、皆さんのおっしゃったことを少しまとめるような感じになるかもしれませんが、確かに(3)というのは適用対象のことを言っているのか。それとも、もっと概念を普及させていく対象のことを言っているのかというのが不明確であるというような御指摘から今、松本委員がおっしゃったような意見もあるかと思っていますので、一つの折衷案というわけではないですけれども、考え方として、本ガイドラインはこれの適用対象である大学等に周知徹底するとともに、更に広く大学等にかかわらず民間企業を含めた、民間企業という言葉を書くかどうかは別として、大学等にとどまらない広い研究コミュニティにも普及させるというような2段階で、このガイドラインの厳密な適用対象と、それから概念を共有してもらおう対象ということで、2段階で書くとそれがクリアカットに

区別されてよいのではないかと思います。

【渡部主査】 基本的に研究コミュニティの中に民間が入ってはいかぬということはないでしょうから、そこは広げる対象としては想定されるものであるということについては異論はないと思いますが、ここも書きぶりの問題かと思えます。

今、折衷案として中山委員と、それから隅蔵委員と2つ、多少違いますけれども、似たような方向性だと思えます。この書き方として「民間企業においても」というところを修文するとして今、出ているような研究コミュニティの中に民間が入った状態を想起させるような格好で修文するというような意見かと思えますが、いかがでしょうか。修文のテクニックが非常に高度化している感じがありますけれども、よろしいですか。

もしよろしければそういう方向で、あとはこの欄についてはライフサイエンスについてというものをあえて加えてあるということも注としてありますけれども、「本ガイドラインの目的」について残っているところはございませんでしょうか。

【石川（浩）委員】 ここについて、ライフサイエンス分野の特有の問題が本ガイドラインでは十分に解決していなくて、別途検討が継続されるということが明確になるので歓迎いたします。

【片山委員】 ライフサイエンス分野における問題の一つに、汎用性が高く代替性の低いリサーチツールというものが確かにあるんですが、そのほかに代替性が低いという、そちらだけのものがあります。具体的に言いますと、ある抗体を使った医薬のスクリーニング方法は汎用性が高いわけではないと思うんです。そのいずれもが検討対象であると思えますので、そこをわかるような文章にしていいただければと思います。

【渡部主査】 少しその辺をしっかりと書くということですね。

【石川（浩）委員】 今の点は私もお願いしたいところで「汎用性が高く」だと思っております。「かつ」というつもりはございませんので、是非ここは汎用性が高い、あるいは代替性が低いという趣旨で読めるようにお願いしたいと思えます。

【渡部主査】 そこはよろしいですね。ほかのことでございませんでしょうか。

よろしいですか。では、さっきの「専ら」のところだけ最後に確認をさせていただきます。それでは、「本ガイドラインの目的」の次で「研究ライセンスの基本的考え方」について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 資料2の3ページでございます。この章は、前回のたたき台に書かれていたそれぞれの項目はできる限り生かすという形で、その上で前回、論点整理で御議論いただいたことを踏まえて修正をしたということでございます。

まず冒頭の3行でございますが、ここは右側と比べていただきますと特に大きく変わっているところはございません。右側の欄は「本章は」で始まっていて、民間の章があったという経緯からそこを先ほど御議論いただいた目的のところと同じような形に書き直しをしたということでございます。

また、第2欄の「該当なし」と書いている欄でございます。右側の欄を見ていただきま

また「(5) 研究ライセンスの供与にあたっては、別紙に示す留意点に配慮するものとする」ということで、別紙というものを今回付けました。別紙につきましては、7ページを見ていただきますと(1)から(5)までの留意点を挙げております。これらにつきましては、基本的には前回本文の中にあったライセンスに当たっての留意点に非常に技術的に高度な問題が多々含まれているので、本体をより明確にするために別紙という形で整理をして、その内容は原則前回は尊重し、変更しない形で整理をしているということでございます。

変更点だけ簡単に御紹介しますと、まず(1)は「大学等の知的財産権者は」という主語を付けたという点の変更でございますが、それは別紙に独立させるために主語を明確にしたということでございます。書かれている内容は、研究開発成果の実用化等のために排他的な実施権を許諾する場合にも、他の大学に対して非排他的な研究ライセンスというものを供与する権利を留保することが望ましいこと。

また(2)に関しましては、研究者が異動した場合の記載でございます。右側の欄を見ていただきますと、現在大学等においてはこれこれの原則が定着しつつあるがという文があります。そういう状況的な記載を省いたということと、右側の欄ですと4行目に「当該研究者の求めに応じて異動先である大学等と速やかに研究ライセンスを結ぶ」とか、そういう書き方がしてございますけれども、研究者が異動したときにだれとだれが契約を結ぶかということ右側の欄の場合は「大学等」という限定をしてあるのですが、そこまで限定的に書かずともよいのではないかとということで左側の(2)のようにまとめております。ちょっと読みますと、「大学等の研究者が他大学等へ異動した場合、その異動先において自己の非営利目的の研究が継続できるよう、その研究者の発明に係る大学等の知的財産権者は、当該研究者の求めに応じて速やかに研究ライセンスを供与することが要請される」とございます。

また、次の(3)は形式的な修正のみでございまして、1行目に「研究ライセンスに対するロイヤリティ」というものがございまして、右側の欄は「上記ロイヤリティ」と、「上記」という不明確になっているものを明確にしたということでございます。内容的には、研究ライセンスのロイヤリティを例えばロイヤリティ・フリーとした場合でも有体物の作製・提供の実費であるとか、その支払いを設けたり再分譲の条件を付けたりが可能だということでございます。

また、(4)も主語を明確にしたということでございまして、冒頭の「研究ライセンスを得た者には」ということを付け加えただけでございまして、後半はすべて一緒でございます。

(5)も基本的に変更はしてございませぬ。ただ、(5)のリーチ・スルー・ロイヤリティとグラントバックという独禁法に関連する単語というものが非常に難しゅうございますので、資料2の対比表には付けてございませぬが、本体の資料1の最後の7ページにリーチ・スルー・ロイヤリティとグラントバックとはどういうものを言うかという参考と

いうものを別紙の後ろという形で追加してございます。ここについての説明は省略をいたします。

また、資料2に戻っていただいて恐縮ですけれども、資料2の4ページの(6)でございます。前回の論点整理の中で議論があった点でございますが、有体物の提供について言及しておく必要がないかどうかということでございまして、ここでは(6)という形で「大学等の間における有体物の提供については、「研究開発成果としての有体物の取扱いに関するガイドライン」の基本的な考え方を参考とし、研究の自由度の確保のため、その円滑な使用に努めるべきである」といった文言を追加してございます。以上でございます。

【渡部主査】 ありがとうございます。これについてまた御意見をいただきたいのですが、別紙の方と分けてやった方がよろしいかと思しますので、まず本文の方の「研究ライセンスの基本的考え方」、いずれの点でも結構ですので御意見をいただければと思います。

【石川(浩)委員】 (1)ですけれども、前半の文章と後半の文章を分けた方がよろしいのではないかと考えております。前半で「研究ライセンスを供与するものとする」というようにして、後半で「当該研究を差し止めないことを原則とする」となっています。だから、研究ライセンスはなくて差し止めてしまうことありませんよと二重に言っているように思えるんです。特に「当該」と入っておりますから。

それで、全体の(1)(2)という流れを見ていきますと、(1)で「研究ライセンスを供与するものとする」と書いた後に、研究ライセンスとはこういうものだということがこの後半の文章だと読めます。すなわち、研究ライセンスというのは非排他的なもの、通常実施権ですよという趣旨だと思います。それで、(2)では「そのロイヤリティは」ということなので、「非排他的なもの」とすればそれは差し止めないことを原則とするということを書く必要はないと思います。結局私が提案させていただきたいことは(1)の後半の文章を独立させて、研究ライセンスとは非排他的なものであるということを明記されたいかがかと考えております。

【渡部主査】 修文は、「その場合の」というところですね。

【石川(浩)委員】 はい。「供与するものとする」とした後、(2)ですけれども、研究ライセンスは非排他的なものが原則であるという趣旨でございます。(2)の中に入れてしまってもいいですし、(3)として「そのライセンスの対価は原則フリー」と。

【渡部主査】 仕分けをし直すということですね。いかがでしょうか。

【隅蔵委員】 今おっしゃった方針でよろしいと思うんですけれども、差し止めないというところをもし強調して書くのであれば、今おっしゃった(1)と(2)の仕分けの中で言えば、研究ライセンスを供与し差し止めることはないものとするとか(1)の方には書いておいて、(2)の方で研究ライセンスが非排他的であるということとか、ロイヤリティ・フリーであるとか、あるいは合理的なロイヤリティであるというようなことを書く。研究ライセンスの内容を書くというようなことでもよろしいかと思ひますし、確かに差し止めるかどうかというところはそんなに強調する必要もないという意見があるかもしれ

ませんけれども、研究を差し止めないということが研究推進上重要であるという意見もあると思いますので、そこを強調するならばそういう書き方があると思います。

もう一点は別の論点になってしまうので、別途にいたします。

【渡部主査】 今のところはそういう格好でよろしいでしょうか。

【石川（浩）委員】 私が思っておりますことは、（１）の中では「ライセンスを供与するものとする」とすれば供与しなければいけないと読めるので、その後をあえて書く必要はないです。私が提案しました（２）の非排他的なもの、すなわち非独占的だから他のものについても差し止めないという、他の研究の障害にならないようにするという趣旨で、それは強調されてもよいのではないかと思って「差し止め」という言葉が入ってもよろしいかと思っています。あくまで、それを強調したいのであればということでございます。

【渡部主査】 いずれにしても、これは（１）から抜くかどうかということですね。（１）のところに入れておくかどうかですが、どうですか。そんなに意味は変わるわけではないので。

【石川（正）委員】 意味が変わるわけではないと思うんですが、（１）と（２）と分けたときに（２）の部分は（１）の部分のみのものであるということを明記していただきたいと思います。「その場合の」というのがあるのですが、「その場合の」というものを入れておかないと、研究ライセンスというものが将来一般的になった場合にちょっと違う解釈が可能なので。

【渡部主査】 これはいずれにしても同じ主題で（１）と（２）と並んでいるので、それはよろしいかと思えますけれども、いかがですか。仕分けとして（２）の方に入れてということで特段異論がなければこの部分はそういう形でさせていただくということで、ほかの論点でいかがでしょう。

【隅蔵委員】 あとは、後段の方でマテリアルトランスファー、有体物の提供契約の話が入っていて、１つとしては（６）のところでは平成 14 年のガイドラインの考え方を参考とするべきであるということがあります。これは確かにそうだと思うんですが、書く順番としては別途議論するということにはなりましたけれども、最後の別紙の方でマテリアルトランスファーのお話が出てくるところが（３）でございますので、ここは意味は同じなんですが、１つのところにまとめるという意味では３番の（６）のところは別紙の（３）のところに付け加えるという形の方が並びがよいのではないかと思います。

【渡部主査】 ６番を別紙の方に持っていってしまうということですね。いかがでしょうか。今回は全体的に本文はできるだけ基本的なことをかくという形で仕分けをしていますので、これを別紙の方に持っていても特段問題はないというか、その方が読みやすければそういうふうにしてもよろしいかと思えますけれども、いかがでしょう。本文についてはよろしいでしょうか。もしあれでしたら、こちらの別紙の方も含めて御意見をいただきたいと思えます。

【石川（浩）委員】 別紙の（５）でございますけれども、基本的に大学等の知的所有権

を大学等が使うときに、リーチ・スルー・ロイヤリティやグラントバックはあるべきでないと考えます。ですから、いきなり合理的であればいいんだというふうにこれだと読めてしまうと思います。あえて書くとしたら、やはり本来あるべきでないということを明確にした上でやむを得ないときに、という書きぶりにすべきではないかと考えております。

NIHのガイドラインなどを見ても、民間についてはリーチ・スルー等を妨げるものではないですけれども、非営利目的の研究についてはリーチ・スルー・ロイヤリティなどがあるべきでないとはっきり書かれておりますので、まずあるべきでないということがはっきりされるべきだと思っております。

【渡部主査】 これは最初の経緯は……。

【事務局】 今の御発言ですけれども、ここのグラントバックやリーチ・スルー・ロイヤリティはかなりプロジェクトチームのときにもいろいろな御意見が出ていたような気がしますし、更に大学の場合は限るべきではないと、そこまで書くとなりますと、前段のリーチ・スルー・ロイヤリティやグラントバックなどの定義をもうちょっと違法な場合に限定したような書き方をするとか、そういうことをしないと、そこまで強く言っているものかという議論が一方で過去にあったように思うんですけれども。

【石川(浩)委員】 確か、大学が既にこういうケースを押しつけられて困っているという話があって、その背景から出てきたと理解しております。多分、諸外国の大学あるいは民間からの場合、特にあって困るのではないかと思います。基本的に大学が持っている大学間であれば、ロイヤリティ・フリーというものを原則望ましい形に持っているわけですから、禁止するような書きぶりはまずいと思います。望ましい形として、「望ましくない」という記載ならば、私は問題ないかと思っております。

もっと言うならば、今このガイドラインの射程が大学の知的財産を大学間で活用するというのが主たる目的ですから、その範囲において必要なければむしろ全面的に削除されることを希望いたします。

【渡部主査】 いかがでしょう。ここの点について、今その議論は今までの経緯とは矛盾しないと考えてよろしいのでしょうか。プロジェクトの議論を全部カバーしていないので。

【事務局】 今日は竹岡先生がいらっしゃらないのですが、今、石川委員が申された点は確かに大学と大学間の契約という状況設定をより限定した場合にはおっしゃるような書きぶりもあるかなと思いました。そこは前回までの議論の、民間が入る入らないというのがかなり状況設定が異なっていたような気がします。

ここはかなり竹岡委員から御発言いただいているので、ここで一気に決め難いところもございまして、もし可能でしたらほかの委員の感触もお伺いしておいて、その上で会議後に、技術的には非常に難しいところですが、調整させていただこうかと思っておりますが、どうでしょうか。

【隅蔵委員】 今のお話で別紙の(5)の後段の方、「特許・ノウハウライセンス契約に

関する独占禁止法上の指針「も踏まえ」というところは、要は違法なことはしないようにということで、違法なことをしないのはこのガイドラインに書いてあるなしにかかわらず当然のことではあるというのが前提となって、前段のところはそれに抵触しないような場合でもリーチ・スルー・ロイヤリティとかグラントバックなどについては合理的な理由に基づくものにすべきだというような2段構えなのではないかと思います。

確かに前段の方の違法なことはしないようにというのは書くまでもないというような意見があるとすれば、それはそうだとも思うんですが、ここで言及しておくことによって留意点として想起してもらうということは一つのガイドラインとしての役割はあるかと私としては思います。

それから、後段の方の大学に限定した場合にそれよりももう少し広げて考えるかどうか。仮に独占禁止法のガイドラインには抵触しないような場合でも、そういったリーチ・スルー・ロイヤリティとかグラントバックというものを入れないように、ディスカレッジするような書きぶりにするかどうかということについては、大学間ということで限定して、それもここに書いておくということならば一つの方向性としてはあり得るのではないかと思います。

ただ、2段構えであるということはわかりやすいように書いておく必要があるかと思えます。

【渡部主査】 この部分はいかがでしょう。

【中山委員】 記憶をたどってみますと、1年くらい前の議論は民間も含めていたということで、その状況からすれば書いてあるのは決して不自然ではなかったと思いますが、その対象が限定された状況において本当に必要でしょうかという問題提起だと思います。

確かにここで言うリーチ・スルー・ロイヤリティ、グラントバックが大学、大学間で使われるかどうかということは定かではないのですが、さっき隅蔵委員がおっしゃられた2段階で言うと、後段の独禁法上の問題というものが存在するという自身は、法的なリスクが存在するという意味において言及してもよいのではないかと思います。

ただ、恐らく一番悩ましいのは、何が独禁法上の灰黒になるのかがまだよくわからないということで、それは公取に検討をお願いするかどうかを別の問題として考えざるを得ないと思うんですが、ただ、法的なリスクが存在することをリマインド、注意喚起の意味で残しておく意味はあるのではないかと、いう感じはいたしますし、それは大学、大学間では余り用いられないとしても大学に対する一種の情報提供なり、啓発なりという意味にはなるかと思えます。

【渡部主査】 はいかがでしょう。後段のところについてはガイドラインというか、別紙のこの部分で書いてあって、多少親切と言っても今、中山委員が言われたように解釈は非常に難しいわけですが、よろしいかと思うんですが、いっそのことなくしてしまうとかということではなければほかはいかがでしょう。

【片山委員】 瑣末な話で恐縮ですが、これは入る、入らないによってくると思うんです

けれども、別紙の括弧の方でグラントバックの説明について、非排他的ライセンスをグラントバックと言っているのに対して、参考のところではグラントバックは権利そのものを譲渡したり、あるいは実施許諾するというので、このまま残るのであれば整合していないように思うんです。それで、恐らく整合のさせ方としては別紙の(5)のところの「非排他的」という語を削ればそれで済むのではないかという気がしました。

【渡部主査】 わかりました。一回プロジェクトのときの経緯も確認をしていただいて、今の御意見で少し。

【隅蔵委員】 1つよろしいですか。今おっしゃった意見は片山先生のおっしゃるとおりだと思うんですが、恐らく非排他的というのはここに入った経緯を私が思い出してみますと、独占的グラントバックというのはこの後段の方の「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」で非常に黒に近いとされているので、それは後段の話として、前段の話としては非排他的なグラントバックの場合でもなるべくディスカレッジするようにというような意味で非排他的という言葉があえて入ったような経緯があると記憶していますので、いきなり非排他的となると普通読む人はそこまで読み込めないと思いますので、そこら辺をうまく整理して書くということは確かに必要だと思います。もちろんその参考のところの定義も含めてですけども。

【渡部主査】 多分ちょっとチェックしないと、ここでプロジェクトのときの議論をもう一回確認をしていただいて、そこでこれを修正していただくような形でいかがでしょうか。よろしいですか。

別紙も含めて、ほかはございませんか。

それでは、次は「ガイドラインの普及等」の方に移らせていただきます。これをまた事務局から説明をいただきます。

【事務局】 資料2の4ページでございます。まず(1)は「ガイドラインの周知」ということでございます。右側と見比べていただきますと、右側の欄の下から2行目に「ガイドラインの周知」というところがございまして、「大学等をはじめ本ガイドラインに係る者は」と、こういう記載がございまして、「本ガイドラインに係る者」というものが非常にあいまいでございましたので、大学等の役割というのと、それから関係府省の役割というものを基本的には整理をして書いていったということでございます。

まず左側の欄に戻りまして4の(1)でございます。「ガイドラインの周知 関係府省は、本ガイドラインの基本的な考え方を、大学等【や民間企業】に対し広く周知し、大学等の研究の場において適切な運用が行われるよう、その普及に努めるものとする」ということでございます。

5ページをめくっていただきますと、更に「(2) 研究ライセンスの普及促進」でございます。単純に周知をするだけでなく、前回の論点でこの議論があったと思いますので付け加えた部分です。「関係府省は、本ガイドラインの基本的な考え方を普及するため、政府資金を原資とする研究開発の応募要領において、応募者の研究ライセンスに関するポ

リシー」、ここは「研究ライセンス」という言葉の定義がございますので、大学等における非営利な目的での研究に対して非排他的ライセンスを与えるというポリシーを確認する、または応募の条件とすることを定め、その実務の普及を図るということでございます。

(3)は「ライセンスポリシーの公表等」でございまして、先ほど申しましたように関係府省の役割を書いた後にここに大学の役割を書いております。「大学等は、紛争の予防や円滑な手続の実施の観点から、当該機関の研究者や知的財産権者等に対し、本ガイドライン【や特許法第69条に関する見解(注1参照)】を広く周知するとともに、研究ライセンスに関するポリシーの明確化、研究ライセンスのための簡便な書式の作成と公表に努めることが望ましい」。こういうことを書いてございます。

特許法69条に関する見解については、少しいろいろな意見がございましたのでかぎ括弧を付けました。本ガイドラインをつくる契機となったのは特許法69条ですから、その69条の解釈というのやはり合わせて周知すべきではないかと考えて事務局で原案をつくりましたが、一方、69条というのは注1にございますように多様な見解がございまして、すべての見解を周知するのかという議論もあって、これを主たる周知事項として大学に伝えることがかえって混乱を招くことにならないかという議論もございました。本ガイドラインを広く周知するだけにするかどうかという意味で括弧書きを付けてございます。

また、(4)と(5)は前回の案で言いますと(3)を2つに分けたということでございます。前は大学等の話だけでございましたが、特許情報の活用に関しては大学の役割と関係府省の役割があるのではないかとございまして、(4)は「大学等は、重複研究や重複出願の防止及び紛争の予防のため、研究者による事前の特許情報等の調査を推奨するよう努めることが望ましい」。

(5)は「特許情報等の検索環境の整備」でございまして、「関係府省は、大学等における特許情報等のアクセス環境を高めるため、特許情報等の検索システム等の整備を進める」。

また、(6)は「紛争への対応」でございます。「大学等は、知的財産権に関する紛争を未然に防止するとともに、紛争が生じた場合の円滑な解決のため、法務機能の強化や専門家への相談体制の整備に努めることが望ましい」。

右側のたたき台のときの案に比べますと、専門家への相談とか、そういうような文言を加えてございます。「法務機能の強化」と言うと非常にハードルが高いといいますが、法務部みたいなイメージが強過ぎるのではないかと思ひまして、やはり弁理士さん、弁護士さんへの相談というのが現実的な整備の方法だと思ひますので、そういうところを付け加えたということでございます。以上でございます。

【渡部主査】 ありがとうございます。これについても御意見をいただきたいと思ひます。

【松本委員】 (2)の「研究ライセンスの普及促進」のところでございますが、この中で「政府資金を原資とする研究開発の応募要領」という記述についてです。この応募要領が大学等に対する応募であるということをやはり明確にしておく必要があると思ひてい

ますので、ここは文を補っていただきまして「原資とする大学等への研究開発の応募要領においては」というふうに明確にしておいていただきたいと思いますと考えております。

【渡部主査】 これは、全体を通じてさっき残している「専ら」のところの関係だと思えます。

【本田委員】 今の「専ら」というところに関連するのかもしれないのですが、このガイドラインで自由に使えるコミュニティというものと、このガイドラインによって自由に使われるようになる知的財産権というものを考えていきますと、皆さんのお話を聞いていますと、コミュニティは民間まで広げててもというような御意見があって、一方で対象となる知的財産権は大学だけというような、何となく政府資金を投入して出た大学の知的財産はとにかく日本のために皆で使えるようにしましよというガイドラインを目指されているのか、ガイドラインの趣旨について少し疑問を感じるようになっていきます。現段階では本ガイドラインが大学間のガイドラインとなっているかと思えますので、自由に使えるようになるコミュニティと対象については明確にすべきではないでしょうか。そういう観点から見ますと、先ほどの研究コミュニティという言葉があったり、4の(1)に大学等の研究現場という言葉があったり、対象としている自由に円滑に使えるようになる場がいろいろ言葉が使われているようでして、言葉は明確に統一した方がいいのではないかと考えます。

【渡部主査】 そうなんですけれども、ここで政府資金を原資ということについて、ここで整理するというのがいまやっていることだと思いますから、また元に戻って整理をするということかどうかは、ここまで一応整理をしてきましたので。

【本田委員】 あとは、普及に関しては慎重に行うべきではないかと考えます。いきなり(3)の「ライセンスポリシーの公表等」のところから「本ガイドラインを広く周知するとともに」ということがあるのですが、このガイドラインだけが先行すると今、行っている研究についても、他人の権利を使っているのか、使っていないのかということを大学の中で直ちに調査をすることが必要になって、研究現場で混乱や萎縮を招かないように、このガイドラインの普及に関しては十分慎重に考えるべきではないかと思えます。

【渡部主査】 ここでできることというのは、ガイドラインの公表等についてどういう表現であるかということだと思えます。広く普及するというのと、現場に……。

【本田委員】 できれば、今後の研究から対象を絞っていただけるといいとは思いますが。その一つの方法としてはやはり関係府省に研究開発の応募要領というような形のところから入っていければいいと思えますし、それで結果として広く周知されていくようになるればいいとは思いますが、いきなり初めからこういうガイドラインができました、徹底してくださいという形に入るよりも、(2)で書かれているようなところから入っていくのが比較的研究の場に、アカデミアの方々を萎縮させずにうまく入っていけるのかなというふうに、これは個人的な意見かもしれないんですけども、考えています。

【渡部主査】 (2)と(3)についての御意見ですが、いかがでしょうか。

【中山委員】 今、本田委員から御指摘があった部分は、私はむしろ逆に考えることもできるかと思っております。恐らく従来の研究では、個別に研究ライセンスを結んでいないということは明らかであります。しかし、このガイドラインのポイントは結局、大学、大学間で研究を止めないということでございますので、本ガイドラインができて、大学がそれに仮に納得していただける状態ができたとすれば、研究ライセンスの契約書類を作成していなくても同じ効果が得られるということではないかと思えます。

法律的には、例えば黙示のライセンス契約の成立を認めるか否かという議論は別途あるかもしれませんが、事実上はだれも異議をとえなないという状態になってしまえば、過去のものについても研究は止めないということで、逆に追認されたと考えることができるのではないかと。そういう意味では、より積極的に普及するという意味で、この原案でよろしいのではないかと思えます。

【渡部主査】 いかがでしょうか。

【松本委員】 もう一点、先ほどの普及のところの議論ともセットになるのですが、(1)のところで「基本的な考え方を、大学等【や民間企業】に対して広く周知し」ということが関係府省に対して努めるべきものとして書かれているわけですが、この民間企業という記載については今回のガイドラインの対象が大学等であるということを考えたときに、特にここで書くに及ばないのではないかと考えております。まず意見としてこの場で申し上げておきます。

【渡部主査】 これは削除ということですね。2つあるんですけれども、今の公表の方ですが、基本的にこのガイドラインは研究現場が円滑に研究が進められるようにということを目的とした方法になっていきますので、この周知の広くということを多少何か書くとしても、趣旨はそういう趣旨で現場が混乱するようなことではない前提で書かれているので、ガイドラインをつくった以上は公表は必要な部分ではないかと思えますが、いかがでしょうか。

【隅蔵委員】 まずこの書きぶりには全く賛成なんですけれども、さっき本田委員が言われたことの補足ということですが、私が前にここで情報提供させていただいた、こういった研究現場の状況を調査するようなアンケート調査などをしたとき、反応というものは2つありました。

1つは、これまで研究において特許が関係するなどということは全く考えていなかったという人々が多いんですけれども、そういう人たちがもし今も多数おられるとすれば、研究ライセンスという言葉を知ると、何か窮屈になるなという思いを抱く方々がまだかなり存在すると思うんです。

一方で、権利があればその権利を行使するのは当然であって、ライセンス料を取って当然だと思う方々もおられて、そういう方々から見ると使用の円滑化というのは何か生ぬるような感じがするという両極端の意見が私のところに寄せられてきたんです。

それで、今の議論というのは極端に差し止めたり、そういった状況にならないように円

滑化しようということなのですが、一方でまだそういった状況になじんでいない方からすると何か窮屈になるなという思いがあるので、そうならないようにこういった必要性があってこういうことをやっているんだと、全体をよく読んでいただければそれはわかると思うんですけども、そういった背景をよく理解していただくということがその普及においては非常に必要なのではないかと。その両極端がいるというようなことをメンションしておきたいと思いました。

【渡部主査】 ほかにいかがでしょう。もともとの経緯からして、これが公表を広くできないということだとちょっと趣旨が違ってしまわないかと思しますので、多分そこはそういう格好でいいのではないかと思います、よろしいでしょうか。

あとは、ほかの部分ですね。応募の条件にするということは、これは政府機関も関係するわけですけども、いかがでしょう。ここは2つありますね。さっきの対象をどこまでと考えるかということと、それから応募の条件とするという辺りと。

【石川（浩）委員】 （2）の応募者の条件でございますけれども、研究ライセンスというのが本ガイドラインにおいて大学等が特許権者になった場合の大学等にということがはっきりしている限りにおいて、応募者が大学等というふうに限定を付ける必要はないのではないかと考えております。

それから（1）ですけども、先ほども申し上げましたが、私は（1）は大学というコミュニティはこういうふうに行っているんですよ、ということ民間企業に周知して問題ないし、むしろ民間企業が研究活動において大学に出入りしているわけですから、こういう考え方を大学は取っているんだということを周知し、大学等においては配慮するという趣旨でこれが入るんだと思いますが、この記載で私はよろしいと思っております。

【石川（正）委員】 私も全く同じ意見でして、2番もそうなんです、特に1番に関しては是非とも民間企業の方々にこういったものが大学間の中で行われているということを御理解いただきたい。

理由は、前回もどういう論理ですかという質問をしたのですが、民間企業の中でグループ企業に対する自由な利用というものをライセンスの中で要求してくる場合があるのですが、それはやはりもう少しきちんとした論理の中で展開していただきたいということがありますので、こういったことに関してもよく理解していただきたいという期待を込めて、ここは民間企業を是非とも入れていただきたいと思えます。

【渡部主査】 ほかにいかがでしょうか。

【戸田委員】 積み残しの問題に戻るかもしれませんが、適用対象は今回大学間にしたんですね。それで、さっきの研究コミュニティという問題とも絡むんですけども、適用対象と、周知する対象というものは違うんじゃないかと思えますし、違っていいのではないかと思うんです。適用対象をあくまでも大学間に限っているのであれば、そこで無理に民間の話を入れる必要はないと思えます。

ですから、個人的には4の（1）の周知の対象というものを大学や民間企業と書いてあ

ったとしてもそれほど違和感はないんですけれども、ある意味当然なのではないでしょうか。これは書いていなくても、民間にわかってもらいたいというのは民間の側だって理解していると思います。ガイドラインがあることは十分認識はするでしょうし、理解すると思います。

ですから、問題としては適用対象を研究コミュニティと表現するところにあるわけで、そこで民間という言葉を入れると混乱を招くのではないかと。適用対象からは、今回は大学間同士の問題であって、民間を除くというようにした方がすっきりすると思います。

【渡部主査】 余り個人的な意見を言わない方がよろしいのかもしれないんですけれども、とりあえず今はそういう形にしたときに、ただ、もともとはこういう研究コミュニティが民間に広がることを妨げるものではないですね。それはよろしいんですね。例えばそういう企業がいたとして、それを別に妨げるわけではないんですね。

【戸田委員】 妨げるわけではないと思います。当初プロジェクトチームの議論として、これをじわじわと染み出していくという御議論があったと思うんです。何度も申し上げますように、民間でも考え方は一様ではないので、必ずしも歓迎していない民間会社もあるということをお考えすると、適用対象は私は明確に書いてしまった方がいいのではないかと思います。

【渡部主査】 わかりました。いかがでしょう。周知の対象については今の考え方でよろしいですか。これは特に限定しないで、広く民間も含めてと書くかどうかは書きぶりもあるかもしれませんが。

【事務局】 民間との関係でございますけれども、前回の会合の最後にも章立てというやり方はやめますけれども、民間でこのガイドラインの例えば1ページ目に書いたような基本認識について共感が持てるようなところがあれば、せつかくこういう場で民間の方に集まっていたいて議論をしているわけですから、そういう共感が持てるようなものを何らかの形で表現できないかということをお申し上げました。

それで、本ガイドラインの対象というのは大学間という形で明快に限定をしたわけでございますけれども、その周辺にいて、かつ産学官連携で密接に関係をする民間の方々、こういう方々に先ほど戸田委員からありましたような周知をするということに加えて、研究コミュニティのところはむしろ2の(3)のように民間企業を特記するという形ではなくても、同じ研究をやっている皆さんとして理解できることを何らかもう一步考えていただくというようなことはできないでしょうか。

というのも、これらの過去の経緯でも民間を是非加えてほしいという御意見もいろいろあったわけです。とはいえ、一方でいかに政府資金といえども民間の行動原理というのはマーケットと非常に絡むわけですから同列に扱うことは難しいということで、章立てをやめるなり、そういうことで整理をしてきたわけでございますが、そういう点はいかがでしょう。

【戸田委員】 お約束はできないですけれども、文案の修文については協力させていただ

きます。

【渡部主査】 これは最終的に海外にも発信して日本のこういうものの姿勢をどういうふうに表すかということにもつながるんだと思いますので、少し広い観点でお考えいただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。政府資金についてというのは応募の条件にするとかというのは、技術的に役所の方がどうかということはいかがでしょうか。

【経済産業省】 応募者の研究に関するポリシーを確認するとございますけれども、某大学でこういったポリシーをつくった場合、一回つくってしまえばよいところ、その後、確認をどうやっていくのか。わざわざ応募書類で毎回確認するのか。多分、申請する側もそれを見る側もそこで非常に手間がかかってしまうのではないかとということで、実際に運用されていく上でかなりマイナスの面の効果が働くのではないかとということが1点です。

あとは、応募の条件にすることなんですけれども、応募の条件にしてしまうとこれはガイドラインではなくて要件になってしまいます。そこで、例えばある大学でポリシーをつくっていないような場合でも非常に優秀な研究者がいる場合、そういった人を排除してしまうことが果たしてよいのかといった点でちょっと懸念がございます。

【渡部主査】 いかがでしょうか。

【文部科学省】 文部科学省の方ではこういうガイドラインにつきまして、自由な研究環境を確保するという意味では大変有意義なものだと考えておりまして、いろいろ議論はあるようでございますが、こういうガイドラインができましたならばきちんと大学の方に周知をしていきたいと考えておるところでございます。

そういうことで、ガイドラインを参考としたポリシーというものは大学間で共有されるということについては非常に有意義だと思っておりますが、それがまず第一歩ではないかと思っております。

それで、最終的に政府資金を原資とする研究開発の応募要領にポリシーを確認するとか、応募の条件とするということについては、私どもだけではなくて関係府省でもいろいろ実務上の課題もあるかと思っておりますので、また御意見をいただいてということでございましょうが、何と言いましてもやはり各大学においてこういうポリシーを明確化していただいて、そういうガイドラインということを大学間で共有していただくことがまず第一歩になっていって、それらを周知していくことが大事でございまして、そういう意味では4の(1)というのは、民間企業も含めて周知していただければと思うのですが、この(1)の方がまず重要になっていくのではないかと考えているところでございます。

【渡部主査】 周知をして、少なくとも確認ということであったとしても、そこに異常に手間がかかるような状態というのは現実的でない。そういうところを踏まえてできることがどの程度かということだと思っておりますが、いかがでしょう。

残っている点が、先ほどの民間企業を全体の中で合意できる含め方というか、そのところはもう一回全体を通すような形になりますけれども、修文の機会をいただいて、それ

はまた御意見をいただくということと、公表については広く民間も含めて公表をしていくということ。

あとは、69条に関する見解とか、ここのところを入れるかどうかというのはいかがでしょう。69条の中身というものを研究現場に周知するという書きぶりが適切かどうかというのはなかなか難しいかとは思いますが、そこはガイドラインという形にさせていただくということではいかがでしょうか。

では、そういうことで、あと残っているところは全体を通じてということで、先ほどの「専ら」というところはやはり先ほどの修文する全体の中でこの取扱いも変わってくるのかもしれませんが、基本的には専ら大学ということで全体の理解ができるような形にしていく。

それから、その場合、狭義になるというところがございましたけれども、これはどうしましょうか。ここだけ今あえて書くかどうかということかと思いますが、これも事務局の書きぶりで行っていただくはんちゅうで。

【事務局】 資料2で1点だけ説明していない部分が8ページにございます。今回のガイドラインの対応箇所を整理していきますと、8ページに1か所だけ浮いてしまって入れなかった部分がございます。大学等が民間企業から委託を受けて行う研究に関し、他の大学に許諾をする場合は、ガイドラインの参考に個別契約の中で決定する。

これもいろいろ考えますと、お金が政府資金ではなくて民間から出ている場合のケースでございまして、これについては個別契約の中で決定する。ガイドラインの趣旨をできるだけ尊重しながら個別契約で決めると書いてございまして、先ほどの政府資金の中に民間のお金が入っているような場合、共同研究とか、そういったような場合も結局同じような書きぶりで、最後の最後に詰めていくと個別契約の中で決定するという整理にならざるを得ないと思います。

ですから、そこを書いていきますと、結局資料2でいきますと2の(4)で、最終的には個別契約は個々の判断というところに帰着していくような話になると思ひまして、事務局としましてはそういう御意見をいただきましたから、この(4)にもう少し言葉を補うとか、こういうような文章を考えてみようと思ひますが、いかがでしょうか。

【渡部主査】 よろしいですか。全体を通じて今の部分を含めて。

阿部先生から何かございますか。

【阿部議員】 いいと思ひますが、事務局で整理をしていただくときに参考にさせていただきたいと思ひるのは、本ガイドラインが対象を大学等に限っているというのはいいいと思ひますけれども、民間を意識的に排除するというか、民間はこのガイドラインを使ってはいけないんだというふうになることは問題だと思ひます。民間でもこれはとんでもないと思ひている企業もあるし、この研究はこれに沿ってやってもらった方がいいと思ひているケースもありますので、多様な民間に対して適用できる部分があった方がいいような気がするんです。

だから、それを今の個々の契約というところでうまく盛り込んで、余り排除するようにならない方がいいように思うんです。排除してもらいたいと思っている企業とか、あるいは共同研究も、政府原資の具体的な研究もあると思いますので、それに対しては配慮しなければいけないと思いますけれども、全体としてどうでしょうか。そこはウエルカムな民間も、これは困ると思う民間も、両方に配慮できるような部分があっていいような気がするんですけれども、どうでしょう。原則というか、専ら政府資金というものの対象が大学というのは崩さないということは私も賛成です。

【渡部主査】 いかがでしょうか。

【戸田委員】 おっしゃるとおりだと思います。民間によってはこういうコミュニティに入りたいと積極的に考えている会社もあるでしょうし、やはりテーマにもよるでしょうし、分野にもよるといえるところがあると思います。排除する方向のような書きぶりではなくて、基本的にコアな部分は大学間同士なんだけれども、これに手を挙げられる会社、あるテーマ、分野であれば仲間に入るといえるようなニュアンスが伝わるような形であれば、私も差し支えないと思います。

【渡部主査】 いかがですか。ぎりぎりのところで今、何とかまとめられるかどうかという前向きな一歩でよろしいでしょうか。ここで残ってまだ御発言のない方がおられたらいかがでしょうか。

【阿部議員】 とりあえず文章を見てから。

【渡部主査】 そうですね。これは非常にニュアンスの話になっていますので、すみませんが、事務局の方で多様なニーズにこたえた形でまとめていただいて、それをまた御意見をいただきながら、これでまとめられるかどうかというステップに移りたいと思います。あと、残っているところは全体を通じてよろしいでしょうか。

それでは特にこれ以上意見がなければ、各省庁の方もよろしいでしょうか。

【石川（浩）委員】 最後にタイトルですけれども、目的が大学等におけるということがはっきりしたわけですから、タイトルもわかりやすいように、長いですが、大学等におけるということが入った方がわかりやすいのではないかと思いますので、提案させていただきます。

【渡部主査】 阿部先生の言われるような趣旨も含めてタイトルもつくりたいということで。

【石川（浩）委員】 それで、先ほどの2の（4）で個別でいろいろあるんだということがはっきりすれば、民間もいろいろ読めるのではないかと思いますので、先ほど事務局からお話があった点は非常に歓迎いたします。

【渡部主査】 事務局から補足はございますか。特によろしいでしょうか。

それでは、御意見を大変ありがとうございました。ガイドラインは更に修正して議論を進めていくということで、恐らく今回修文したのも事前に事務局から相談をさせていただくことになるかと存じますけれども、よろしく願いいたします。

これで終了でございますが、次回会合でございますが、前回配布した検討スケジュールでは2月24日としてございましたが、現在日程を再調整という形にしております。日時を決定いたしましたら事務局から連絡をさせていただきます。よろしくお願いいたします。以上をもちまして、本日の会合は終了いたします。本日はお忙しい中、御出席ありがとうございました。